平成２２年（フ）第６５６号
千葉県市川市大野町３丁目1600番地の１
債務者　荒岡優深子（旧姓後藤）
１　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６７５号
千葉県市原市辰巳台東４丁目９番地　辰巳台東ハイツＫ棟408号
債務者　秋間　京美（旧姓根元）
１　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６７６号
千葉市中央区宮崎町562番地８　名取方、住民票上の住所千葉市中央区宮崎町562番地８
債務者　冨田　良子
１　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６８３号
千葉県市原市五井2533番地90セントラルイチハラ101
債務者　石渡　清美
１　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６９２号
千葉県八千代市米本1359番地米本団地３街区41棟207号
債務者　鈴木　　勝
１　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６９９号
千葉市緑区おゆみ野中央９丁目１番地１
債務者　玉川　暁子
１　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７００号
千葉県船橋市藤原３丁目23番40号コーポジュネスＳＩ―102号
債務者　高橋　　章
１　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７０５号
千葉市稲毛区作草部１丁目９番17号　ＴＯＰ西千葉303号
債務者　星　　正則
１　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７２９号
千葉県船橋市本中山４丁目４番２棟612号
債務者　津倉　京子
１　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７４１号
千葉県市川市曽谷５丁目20番Ａ棟102号　市営住宅曽谷第４団地
債務者　鳥居　三男
１　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７４４号
千葉県市原市西五所21番地15
債務者　伊藤　敦子
１　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７５３号
千葉県船橋市夏見台３丁目26番28号　夏見苑ハイツⅡ―102号
債務者　山本　　仁
１　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７７６号
千葉市若葉区西都賀５丁目２番10号　ベルファミーユ西都賀201号
債務者　山田　義豪
１　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７８７号
千葉県八千代市八千代台東２丁目10番４号コーポ八千代201
債務者　八田　秋彦
１　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第８０６号
千葉県市川市中山２丁目22番７号　マ・メゾン205号
債務者　三田　盛雄
１　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２１号
千葉県館山市神余4427番地の97
債務者　中川マツ子
１　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２２年（フ）第２４３号
山梨県甲府市上石田２丁目31番５号ハイツカサイＥ102
債務者　松本　弘美
１　決定年月日時　平成22年６月29日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
甲府地方裁判所民事部破産係